

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第29号

京都市区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

- (1) 京都市区役所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第11号
- (2) 京都市区役所支所事務分掌規則第6条第3項健康福祉部の款保険年金課の項第11号
- (3) 京都市区役所出張所事務分掌規則第5条第2項第62号

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(行財政局人事部人事課)